

女子美術大学
内部質保証のための全学的な方針及び手続

令和4年2月10日 学長決定

女子美術大学は、理念・目的を実現するために、内部質保証のための全学的な方針及び手続を以下の通り定める。

1 基本的な考え方

- ・本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けて恒常的・継続的に改善を推進する。
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）は、全学内部質保証推進委員会とする。
- ・全学的な観点からの自己点検・評価（以下「全学自己点検・評価」という。）の結果を評価してその客観性と妥当性を高めるため及び内部質保証システムの適切性を評価するため、外部評価を実施する。
- ・全学自己点検・評価の結果及び外部評価の結果を学内外に公表する。
- ・内部質保証について組織内の理解を促し、組織文化としての定着を図る。

2 全学内部質保証推進組織の権限・役割

全学内部質保証推進委員会は、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けて恒常的・継続的に改善を推進する権限を有する。その役割は、全学内部質保証推進委員会規程第3条に規定する事項を実施することとする。

3 全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担

- (1) 全学内部質保証推進組織として、全学内部質保証推進委員会を置く。
- (2) 内部質保証に係る他の組織の権限、役割及び各組織の関係は、全学内部質保証推進委員会規程第8条に基づき、次のとおりとする。
 - ・理事会は、全学内部質保証推進委員会による教育の検証の結果必要と思われる改善施策又は取組を事業計画、予算等に反映させ、決定する権限を有する。その役割は、同委員会を監督すること、同委員会から全学自己点検・評価の結果の報告を受けること及び同委員会との間で必要な調整を行うこととする。
 - ・自己評価委員会は、自己点検の実施を自己点検委員会に付託し、教育研究活動等の状況について自己評価を行う権限を有する。その役割は、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価の結果を全学内部質保証推進委員会に報告することとする。
 - ・自己点検委員会は、自己評価委員会からの付託を受けて、教育研究活動等の状況について自己点検を行う権限を有する。その役割は、自己点検報告書を作成し、自己点検の結果（改善案の提言を含む）を自己評価委員会に報告することとする。
 - ・外部評価委員会は、外部評価を行う権限を有する。その役割は、外部評価委員会規程第3条に規定する事項を実施することとする。
 - ・学部・学科・研究科、その他の組織は、全学内部質保証推進委員会と連携し、自らの組織における教育活動の一連のプロセス（PDCAサイクル）を適切に展開し、教育活動の改善・向上に向けた取組を行うことを役割とする。
 - ・法人に係る委員会・会議等は、全学内部質保証推進委員会との間で必要な調整を行い、連携し

て教育活動の改善・向上に寄与することを役割とする。

4 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等

(1) 教育の企画・設計及び運用のための指針は、次のとおりとする。

- ・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針
- ・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針
- ・中期事業方針

(2) 教育の検証及び改善・向上のための指針は、次のとおりとする。

- ・全学内部質保証推進委員会は、全学自己点検・評価並びに事業計画の定期的な達成度評価及びその自己点検・評価により教育を検証し、学部・学科・研究科、その他の組織はその結果を改善・向上に活用する。
- ・全学内部質保証推進委員会は学習成果の把握と評価に責任を持ち、学部・学科・研究科、その他の組織はその結果を教育課程及びその内容、方法の改善・向上に活用する。
- ・全学内部質保証推進委員会は、学部・学科・研究科、その他の組織における改善・向上のためのPDCAサイクルを運営又は支援し、必要に応じて改善の実施を指示する。

女子美術大学・女子美術大学短期大学部
内部質保証の組織・体制図

